

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令案」についての
意見・情報の募集の結果について

令和7年9月18日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令案」について、令和7年7月29日から8月27日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続きを実施いたしました。

その結果、募集期間においてご意見は寄せられませんでしたので、公表した概要に基づき、当該省令を定めることとしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ

代表：03-3502-8111（4168）

直通：03-6744-2278